

資料 1

茨城県文化振興計画答申（案）

平成 29 年 2 月 24 日

茨城県文化審議会

目 次

はじめに

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	1
4 対象とする文化の範囲	2

第1章 文化振興の基本的な目標

1 基本目標	3
2 本県が目指す10年後の将来像	4

第2章 本県文化を取り巻く状況等

1 茨城県の風土	5
2 茨城県の歴史と文化	5
3 本県の状況等	6
4 社会情勢の変化	12
5 国の文化政策の動向	13
6 本県のこれまでの取り組み	14

第3章 施策の展開

1 人材の育成等	16
(1) 文化の担い手の育成及び確保	16
(2) 次世代を担う子どもたちの育成	17
(3) 文化に関する教育の充実	18
2 文化の振興	19
(1) 芸術の振興	20
(2) 伝統文化の継承及び発展	20
(3) 生活文化等の振興	21
(4) 文化を活用した地域づくり	21
(5) 文化交流の推進	22

3	文化的資産の活用等	23
	(1) 文化的資産の活用	23
	(2) 文化財の保存等	24
	(3) 公共の建物等の建築に当たっての配慮	24
4	文化活動の充実	25
	(1) 県民の文化活動の充実	25
	(2) 高齢者、障害者等の文化活動の充実	26
	(3) 青少年の文化活動の充実	27
5	文化活動の支援体制の充実等	28
	(1) 文化情報の収集及び提供	29
	(2) 推進体制の整備	29
	(3) 文化施設の機能の充実	30
	(4) 地域における文化活動の支援	30
	(5) 財政上の措置	31
	(6) 顕彰	31
6	いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会及び東京オリンピック・パラリンピックを契機とした文化の向上	32
	(1) いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会及び東京オリンピック・パラリンピックにおける文化プログラムの実施	32
第4章	計画の進行管理等	33
	1 進行管理の進め方	33
	2 評価方法	33

はじめに

1 計画策定の趣旨

県では、平成16年3月に「いばらき文化振興ビジョン」を策定し、「県土のすべてを文化のステージとしてとらえ、文化を核とした元気ないばらきを創造する」ことを基本目標として、文化を担う人材の育成や、県民が文化に親しむための環境づくりなど各種施策を推進してきました。

この間、人々の価値観の多様化が進むとともに、急激な人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、グローバル社会の進展や情報通信技術の進歩など、文化を取り巻く社会情勢は大きな転換期を迎えています。

また、東日本大震災からの復興の過程で、人と人との絆の大切さとともに文化の果たす役割の重要性が改めて認識され、今後、物の豊かさに加えて心の豊かさを享受し、潤いに満ちた生活を実現していくためには、文化の力の活用が不可欠となっています。

県においてはこれまで、国民文化祭（平成20年）、常陸国風土記1300年記念事業（平成25年）及び全国高等学校総合文化祭（平成26年）を開催したほか、今年度は県北地域の6市町において茨城県北芸術祭を開催し、77万6千人の方々にご来場いただきました。そして今後も、平成31年のいきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会や、その翌年の東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う文化プログラムの実施が予定されており、本県の文化の力を再認識し、本県の文化の魅力を国内外に積極的に発信していく好機と考えられます。

このような状況のなか、平成27年に本県最大の文化の祭典である県芸術祭が50回の節目を迎え、県民の文化への意識が高まっていることを契機に、心豊かな県民生活と活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的として、茨城県文化振興条例を制定しました。

この「茨城県文化振興計画」は、条例第8条の規定に基づき策定するもので、文化振興に関する総合的かつ長期的に講ずべき施策の大綱などを明示することにより、本県の文化振興施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

2 計画の位置付け

本計画は、茨城県総合計画「いばらき未来共創プラン（平成28年度～平成32年度）」を補完し、文化振興の具体的推進を図るための部門別計画です。

3 計画期間

平成29年度（2017年度）から概ね5年間とします。ただし、社会経済環境の変化等を踏まえ、必要に応じて随時見直しを行います。

4 対象とする文化の範囲

本計画が対象とする文化の範囲は、条例の規定に基づく次に掲げる分野とします。

芸術	<ul style="list-style-type: none"> ■ 芸術 文学，音楽，演劇，舞踊，美術，書道，写真，メディア芸術（映画，漫画，アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術）等
伝統文化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域固有の伝統文化 歴史及び風土に根ざした伝統的な行事，民俗芸能，伝統工芸等 ■ 我が国古来の伝統文化 茶道，華道，伝統芸能（雅楽，能楽，文楽，歌舞伎等）等
生活文化等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生活文化 衣服及び住居に係る生活様式その他の生活に係る文化 ■ 食文化 ■ 国民娯楽 囲碁，将棋その他の国民的娯楽 ■ 芸能 ※民俗芸能，伝統芸能を除く 講談，落語，浪曲，漫談，漫才，歌唱等
文化財	<ul style="list-style-type: none"> ■ 文化財等 有形及び無形の文化財並びにその保存技術

第1章 文化振興の基本的な目標

1 基本目標

- 本計画では、条例の前文の趣旨を踏まえ、県民一人ひとりが主役となり、文化の担い手や良き鑑賞者として茨城の文化を育み、そして、生み出された活力のある新しい文化が、先人から受け継がれてきた伝統的な文化と相まって、人與人、人と地域をつなぎ元気にしていく、そのような魅力ある地域社会の実現を目指し、基本目標を次のとおりとします。

《基本目標》

～県民一人ひとりが主役～

文化が創る・つなぐ 「人と地域が輝く いばらき」

- 人口減少社会や少子高齢化の中にあっても、文化を通して世代を超えたつながり、地域を越えたつながりを創出し、「人と地域が輝く いばらき」を目指します。
- 県民一人ひとりが主役となり、心豊かな本県の文化を創造・継承し発展させ、また、文化の発信や交流を活発化させることで、県民の文化的な生活や地域全体の魅力・活力の向上を図り、「人と地域が輝く いばらき」を創造していきます。

2 本県が目指す 10 年後の将来像

○ 茨城の心豊かな文化を育み、人と地域が輝く文化芸術大県

- ・ 子どもから高齢者まですべての人々が、身近に文化の鑑賞や創作に参加できる機会の提供及び支援，次世代の文化の担い手や鑑賞者を育成するための環境づくりが図られています。
- ・ 地域間や国内外の文化交流が進み，本県文化の魅力が発信され，本県の文化水準やイメージの向上が図られています。
- ・ 新たに創造する文化や文化的資産を活かした地域づくりが活発になり，その魅力を広く発信することで，地域に新しい価値の創出が図られています。
- ・ 障害者や外国人等を含むあらゆる人々が，文化の享受や活動への参加がしやすい社会環境づくりが図られています。
- ・ 東京オリンピック・パラリンピック終了後も文化プログラムの仕組を継承した，文化活動及び地域の継続的な活性化が図られています。

第2章 本県文化を取り巻く状況等

1 茨城県の風土

本県は、関東地方の北東部に位置し、政治・経済の中心で大消費地でもある東京からおよそ 35～160 km と近接しています。県北地域は、阿武隈・八溝山系の山々が連なるとともに、変化に富んだ海岸線など優れた自然景観を有しており、県央から県南西地域にかけての地域は、肥沃な平地が広がる豊かな穀倉地帯となっているほか、「西の富士、東の筑波」と称され万葉の昔から親しまれた筑波山や全国第2位の面積を有する霞ヶ浦、ラムサール条約登録湿地である涸沼や総延長 190 km にも及ぶ海岸線など、豊かな自然に恵まれた多彩な県土を形成しています。

また、全国第4位の可住地面積を有し、気候も温和で自然災害が少なく、ゆとりのある居住環境を備えており、都市的な生活と自然の豊かさを享受できる、暮らしやすい気候風土にあります。

2 茨城県の歴史と文化

本県は、鹿島神宮の存在や「常陸国風土記」の編さんなど、古代以来の長い歴史と豊かな文化を有しており、特に水戸藩による2世紀半にも及んだ「大日本史」編さん事業や、日本遺産に認定された藩校弘道館と偕楽園に代表されるように、学問や文化の振興が全国に先駆けて行われてきました。

また、国宝に指定された鹿島神宮に伝わる「直刀黒漆平文大刀拵」、花火と人形操作を結びつけた「綱火」や豪壮な変化に富んだ山車とその上で行われる操り人形（からくり人形）芝居の「日立風流物」、神輿を乗せた船を井桁状に組んだ木柁の上を滑らすように曳いていく「常陸大津の御船祭」といった国指定の民俗文化財など歴史と伝統を反映し継承されている数多くの貴重な文化財があります。

一方、本県は植物分布の北限と南限が混在するという特徴を持ち、豊かな自然の恩恵を受け生産された多種の食材を上手に生かした多くの郷土料理があります。そして、季節ごとの行事食や各家庭の料理として受け継がれています。

また、長い歴史に培われ地域に継承されてきた技術や特色ある地域の資源を活かし、日常生活に密接に結びついた伝統工芸が数多く残っており、結城紬、笠間焼、真壁石燈籠が国の伝統的工芸品に指定されています。

日立風流物と結城紬については、ユネスコの無形文化遺産にも登録されており、本県の文化財が高い評価を受けています。

これらは、県民共有の財産であり誇りでもあります。

3 本県の状況等

本県では、横山大観や板谷波山、森田茂らの文化勲章受章者をはじめ、小森邦夫や服部正一郎、鶴岡義雄ら県内出身など本県ゆかりの日本芸術院会員を多数輩出しており、那波多目功一、能島征二、山本文彦氏は現在も県内において活躍中です。また、雪舟と並び称される水墨画家の雪村や北原白秋、西條八十とともに日本童謡界の三大詩人とうたわれた野口雨情、農民文学の先駆けとなった長塚節も本県出身です。

さらに、笠間市では毎年ゴールデンウィークに、50万人を超える人を集める陶器の祭典「陶炎祭」が開かれているほか、音楽分野では水戸芸術館長の小澤征爾が率いる水戸室内管弦楽団が世界的な演奏者を集めて定期演奏会を開催するなど、本県の芸術文化の土壌や発信力は、全国的に見ても高い水準にあります。

しかしながら、国や県のアンケート調査の結果を見ると、県民の文化活動は総じて活発とは言えない状況にあるため、本県の文化振興に当たっては、芸術文化の振興とともに文化の普及による裾野の拡大を図り、文化活動への幅広い県民の参加を促進していく必要があります。

(1) 県民意識調査やアンケート調査等の結果

① 県政世論調査

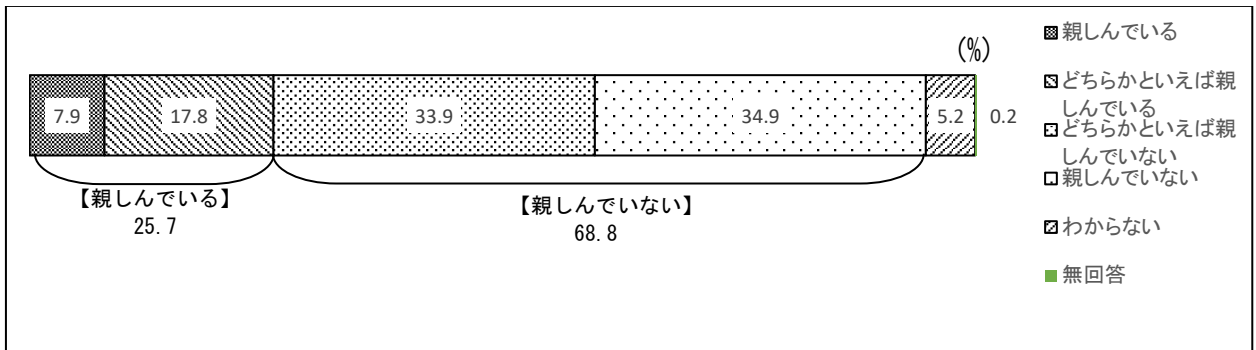
平成28年8月に、18歳以上の県民を対象に行った県政世論調査において、県民の文化に関する意識調査を実施しました。

その結果によると、文化への親しみの状況としては、「親しんでいる」と「どちらかといえば親しんでいる」を合わせた【親しんでいる】は2割台半ばとなっています。一方、「どちらかといえば親しんでいない」と「親しんでいない」を合わせた【親しんでいない】は約7割となっています。

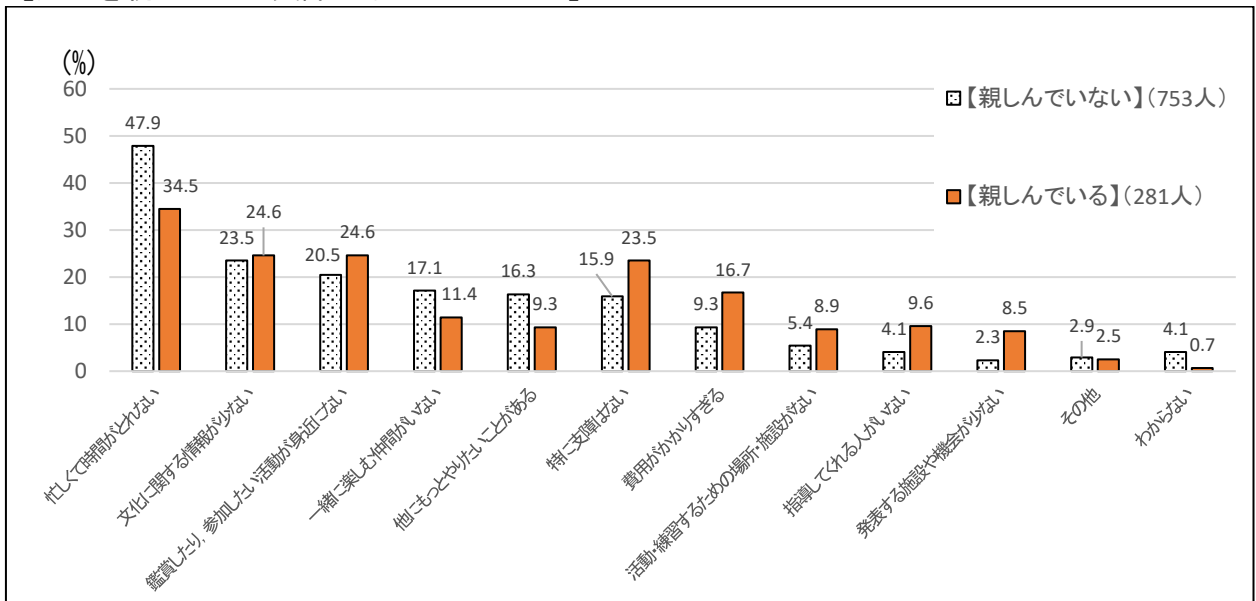
また、【親しんでいる】及び【親しんでいない】と答えたいずれの方も、文化に親しむ上で支障となっていることとしては、「忙しくて時間がとれない」が最も多く、次いで「文化に関する情報が少ない」と「鑑賞したり、参加したい活動が身近にない」となっています。

このことから、支障となっている「文化に関する情報が少ない」や「鑑賞したり、参加したい活動が身近にない」については、今後、文化情報の効果的な発信や身近に文化活動へ参加できる環境づくりなど、必要な施策の実施により改善を図り、文化に親しむ県民の割合を高めていくことが重要です。

【文化への親しみの状況】



【文化を親しむ上で支障となっていること】



県政世論調査

○調査時期：平成28年8月～9月

○調査方法：調査員による個別面接聴取法

○調査対象：県内に居住する満18歳以上の男女個人

○標本数：1,500人

○有効回答数(率)：1,093人(72.9%)

○調査不能数(率)：407人(27.1%)

② 県政モニターアンケート

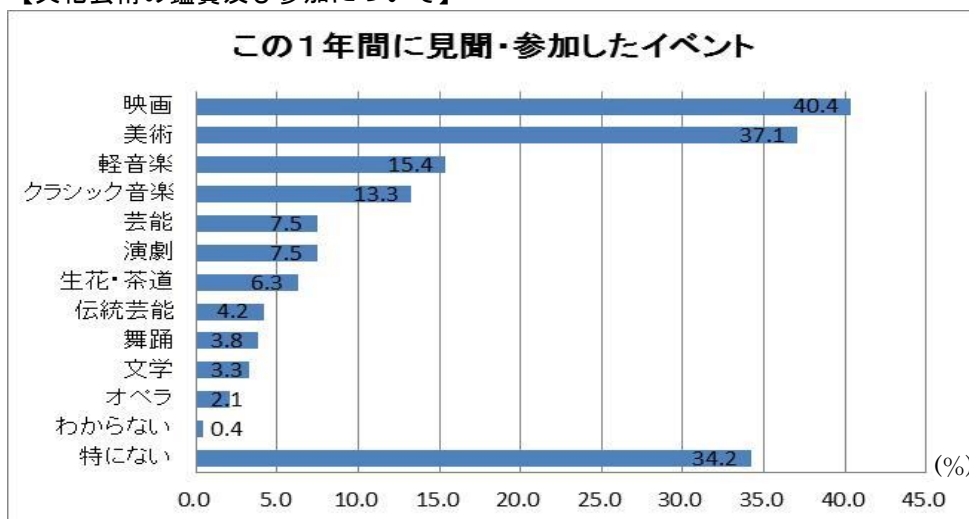
平成28年1月に、いばらきネットモニターを対象とするアンケートを実施しました。

その結果、「この1年間に文化イベントを見聞（鑑賞）、参加した人」は65.4%と、多くの県民が文化イベントに参加しています。

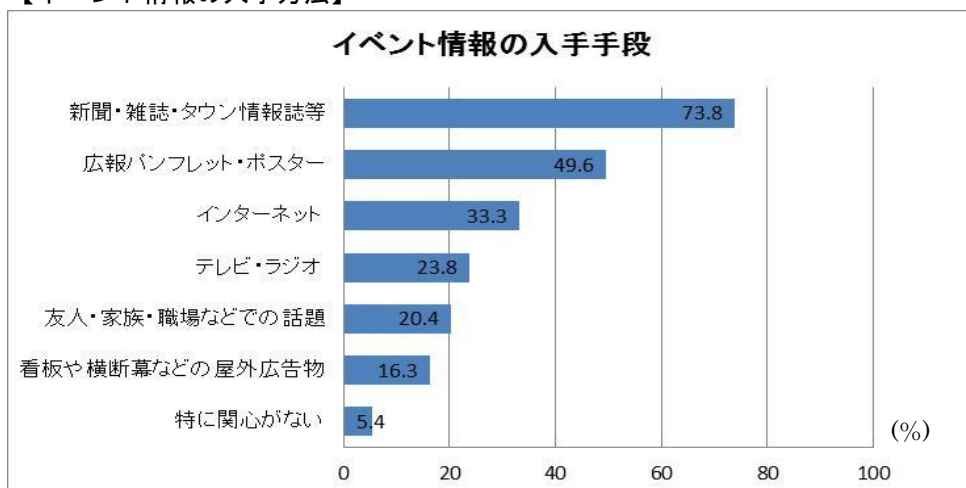
なお、参加した文化イベントをジャンル別にみると、最も多かったのは、「映画」で40.4%、次いで「美術」が37.1%、「軽音楽」が15.4%となっています。

また、県内で行われるイベント情報の入手手段は、「県、市町村の広報誌やパンフレット」が66.2%、次いで「インターネット」が57.2%、「タウン情報誌」が47.7%、「新聞・雑誌」が41.9%と続いています。

【文化芸術の鑑賞及び参加について】



【イベント情報の入手方法】



県政モニターアンケート

○調査時期：平成 28 年 1 月

○ 調査方法：インターネット

○いばらぎネットモニター数：940 人

○ 回答率：23.6% (回収数 222 名)

③ 社会生活基本調査

全国比較できる、本県の文化の現状を把握する数値としては、国が実施した平成 23 年社会生活基本調査（5 年ごと）があります。

この調査による、鑑賞や活動を 1 年間で経験した割合を種類別で例示すると、次表のとおり、本県は、「書道」や「陶芸・工芸」など分野によっては比較的順位の高いものもありますが、一方で「クラシック音楽鑑賞」や「茶道」など低位のものもあります。

【文化鑑賞や活動を1年間で経験した割合】

行 動 内 容		茨城県	全国順位	全国
鑑賞	美術鑑賞	12.2%	38位	16.5%
	演芸・演劇・舞踊鑑賞	8.4%	38位	11.7%
	映画鑑賞	34.7%	15位	35.1%
	クラシック音楽鑑賞	5.6%	44位	8.6%
	ポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞	9.9%	34位	12.4%
活動	楽器の演奏	8.4%	25位	9.6%
	陶芸・工芸	2.3%	14位	2.2%
	書道	4.5%	9位	4.1%
	茶道	0.8%	45位	1.5%
	絵画・彫刻の制作	3.0%	18位	3.2%

社会生活基本調査

○調査期日：平成23年10月20日現在 ○調査方法：調査員による調査票の配布及び収集
 ○調査対象：全国約8万3千世帯の10歳以上の世帯員（第1次抽出単位を平成17年国勢調査調査区とし、第2次抽出単位を世帯とする層化2段抽出法）

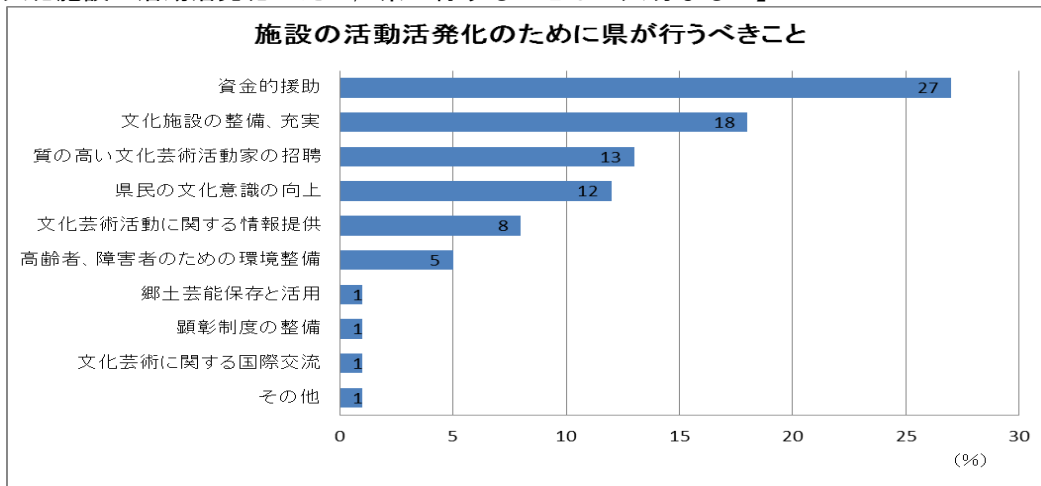
④ 文化施設、文化団体に対するアンケート

平成26年8月に、文化振興に重要な役割を担っている県内の文化施設、文化団体を対象とするアンケートを実施しました。

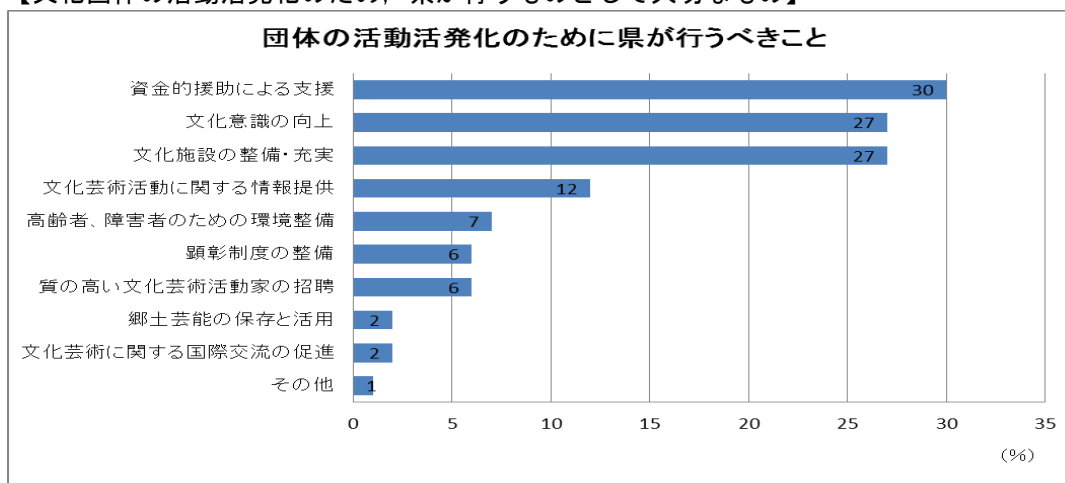
その結果、活動の活発化のために県が行うべきこととして、文化施設、文化団体ともに割合が高いのは、「資金的援助」「文化施設の整備、充実」「県民の文化意識の向上」となっています。

また、活動を行っていくうえでの課題等として、文化施設からは、「質の高い文化芸術公演などの事業実施に必要な財源確保」「施設の老朽化対策」「スタッフの人数と能力不足」など、文化団体からは、「安く利用できる展示施設が少ない」「文化施設の備品等機器の充実」などの回答がありました。

【文化施設の活動活発化のため、県が行うものとして大切なもの】



【文化団体の活動活発化のため、県が行うものとして大切なもの】



文化施設、文化団体に対するアンケート

- 調査時期：平成26年8月
- 調査方法：郵送
- 調査対象：公立文化施設 34 施設中 33 施設が回答（回収率 97.1%）
文化団体 41 団体が回答（回収率 71.9%）

（2）文化施設や文化団体等の状況

① 県内の文化施設の状況

国が実施した平成27年度「社会教育調査中間報告」によれば、本県の美術館・博物館数は25施設で、都道府県別で全国第20位となっており、文化会館（※）数は、37施設で、第19位です。

※ 文化会館：地方公共団体及び民間が設置する文化会館（劇場、市民会館、文化センター等）で、座席数300席以上のホールを有するもの

県では、「県民文化センター」、「近代美術館」、「つくば美術館」、「天心記念五浦美術館」、「陶芸美術館」、「自然博物館」、「歴史館」及び「アクアワールド茨城県大洗水族館」などの文化施設を設置しており、本県文化の中核的施設として、県民が身近に文化に親しめるよう利用者ニーズの把握に努め、魅力ある展示や学習機会の提供に努めています。

これら施設の入館者数は、一部が東日本大震災による復旧工事の影響等により減少していますが、全般的にみると、ここ数年は横ばい傾向にあります。

また、築20年を超える施設が多く、設備等の老朽化が顕在化しているため、今後は、施設の長寿命化を基本とした老朽化対策などに取り組む必要があります。

【主な文化施設の入館者数】

(単位：人)

施設名	H22	H23	H24	H25	H26	H27
県民文化センター (S41)	537,087	192,133	436,488	581,520	635,752	634,242
近代美術館 (S63)	89,419	114,903	60,394	80,105	70,098	77,715
つくば美術館 (H2)	52,392	44,185	50,754	43,901	52,309	51,589
天心記念五浦美術館 (H9)	101,304	37,593	166,510	103,113	91,584	97,208
陶芸美術館 (H12)	57,659	59,118	66,044	69,060	60,599	54,372
自然博物館 (H6)	381,878	378,665	389,636	419,255	429,786	445,269
歴史館 (S49)	86,370	102,637	81,767	91,130	100,207	96,948
アクアワールド茨城県大洗水族館 (H14)	1,090,790	865,425	1,020,472	1,092,837	1,147,534	1,160,719

※ ()内は開館年

② 文化団体の状況

歴史と伝統のある文化団体等による長年にわたる活動が、本県の文化活動を支え、発展させてきました。

各分野の文化団体で構成される茨城文化団体連合 (57 団体, 会員約 40,000 人 (H28 年度現在)) と県等が共催で昭和 41 年より茨城県芸術祭を開催しており、県民の文化活動の裾野の拡大とレベルの向上に大きく貢献しています。

平成 10 年度と 28 年度を比較して、茨城文化団体連合の加盟団体数は微減ですが、市町村文化協会等の加盟団体数は全分野にわたり大きく減少しています。これは、平成の大合併による団体の統合等が大きな要因と考えられます。

【県内の分野別文化団体数】

(1)茨城文化団体連合加盟団体数

(単位：団体)

分野	美術	音楽	舞踊	芸能	古典芸能	演劇・映画	文学	その他	合計
H10	30	14	3	5	4	2	3	0	61
H28	25	12	2	5	3	2	8	0	57
増減数	△5	△2	△1	0	△1	0	5	0	△4

(2)市町村文化協会等加盟団体数

(単位：団体)

分野	美術	音楽	舞踊	芸能	古典芸能	演劇・映画	文学	その他	合計
H10	1,109	892	750	967	606	54	545	2,084	7,007
H28	433	509	424	309	276	23	166	604	2,744
増減数	△676	△383	△326	△658	△330	△31	△379	△1,480	△4,263

4 社会情勢の変化

(1) 人口減少社会の到来と少子高齢化等の進展

我が国の人口は、少子高齢化が進み、2008年（平成20年）に人口減少局面に入ったと推測されています。出生率も戦後最低を更新し続け、高齢化率は世界の主要国で最高となっています。

本県の人口は、2000年（平成12年）の299万人をピークに、2015年（平成27年）には292万人と年々減少しており、「茨城県人口ビジョン」では、2050年（平成62年）には239～252万人程度となると見込まれています。また、高齢者人口の割合についても、2015年の26.6%から2050年には34～36%程度にまで上昇する見通しとなっています。

このため、文化の担い手不足や地域コミュニティの衰退など、様々な問題がこれまで以上に深刻化することが懸念されており、今後文化振興を図っていくためには、将来の文化を担う若い世代の人材育成や地域のニーズに沿った施策などを展開していく必要があります。

(2) 東日本大震災からの復興

平成23年3月に発生した東日本大震災からの復興の過程において、全国の文化団体の活動による復興支援や、地域の伝統的行事、民俗芸能の復活によるコミュニティの再生等が行われたことで、被災者が日常を取り戻す契機となり、復興の困難に立ち向かう力になるなど、改めて文化の果たす役割の重要性が認識されています。

(3) 東京オリンピック・パラリンピックの開催決定

東京オリンピック・パラリンピック（平成32年）の開催が決定し、今後、この「スポーツと文化の祭典」に向けて、競技大会組織委員会が策定する「アクション&レガシープラン」に基づき、多種多様な文化プログラムが約4年間にわたり全国で展開されます。本県においてもその前年（平成31年）に「いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会」が開催されることから、文化プログラムを県内各地で実施し、本県文化の魅力を全国に発信していくことが重要です。

(4) グローバル化の進展

グローバル化（地球規模化）の進展に伴い、国や地域の境界を越えた人・物・情報の移動が増加し、文化の相互交流も活発化しています。こうしたグローバル化の広がりは、多様な文化の存在価値を高めるとともに、自国の文化を強く意識することにつながります。国においては、文化による対話や交流を通じて新たな価値を創出しそれを積極的に海外発信することや、文化の各分野における国際文化交流を一層推進することにより、文化水準や我が国に対するイメージの向上等を図ることとしています。本県においてもこのような国の動向を踏まえ、グローバル化に対応した取組を推進していく必要があります。

5 国の文化政策の動向

(1) 「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の施行

平成 24 年 6 月に「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が施行され、この中で、劇場や音楽堂、文化会館、文化ホール等は、文化芸術を継承し、創造し、発信する地域の文化拠点であると同時に、社会的状況等にかかわらずすべての国民が心豊かな生活を実現するための場として機能しなければならないことなど、その役割が明確化されました。今後、これらの施設が一層機能の充実・活性化を図り、その役割を果たしていくことが求められています。

(2) 「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」の閣議決定

平成 27 年 5 月に閣議決定された、文化芸術振興基本法（平成 13 年施行）に基づく国の「第4次基本方針」では、東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、平成 32 年度までの 6 年間を対象として 5 つの重点戦略を設定し、「文化芸術立国」の姿を創出するとしています。

【重点戦略】

- ①文化芸術活動に対する効果的な支援
- ②文化芸術を創造し、支える人材の充実及び子供や若者を対象とした文化芸術振興策の充実
- ③文化芸術の次世代への確実な継承、地域振興等への活用
- ④国内外の文化的多様性や相互理解の促進
- ⑤文化芸術振興のための体制の整備

(3) 「文化プログラムの実施に向けた文化庁の基本構想」の発表

平成 27 年 7 月に文化庁が発表した基本構想は、2020 年開催の東京オリンピック・パラリンピックを契機とする文化プログラムの全国展開を通じて、芸術家、文化芸術団体、NPO、企業、住民、地方公共団体、国等のあらゆる主体が文化に参画できる枠組みを作り、「文化芸術立国」の実現を目指すものです。そして、文化庁が取り組む文化プログラムを「文化力プロジェクト」（仮称）」として、20 万件のイベントを全国津々浦々で実施することを目標としています。

(4) 日本遺産の認定

日本遺産は、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として文化庁が認定するものです。魅力溢れる有形や無形の様々な文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、海外へも戦略的に発信していくことにより、地域活性化を図ることを目的としています。本県からは、栃木県、岡山県、大分県とともに「近世日本の教育遺産群—学ぶ心・礼節の本源—」が平成 27 年度に認定されています。また、これまでに全国で 37 件が認定されており、平成 32 年度の東京オリンピック・パラリンピックまでに 100 件程度の認定を行う予定とされています。

6 本県のこれまでの取り組み

- 県では、平成 16 年 3 月に「いばらき文化振興ビジョン」を策定し、「**県土すべてが舞台（ステージ）『元気いばらき』の創造**」を目指すべき姿と定め、これまで「**県民一人ひとりが主役となる**」、「**地域の特性を大切にする**」、「**地域の活性化に文化を活かす**」の 3 つの視点に立って本県の文化振興を推進してきました。

- 「**県民一人ひとりが主役となる**」では、若手芸術家の発掘・育成を図るため、新人演奏会（昭和 50 年～）を開催するとともに、同演奏会の出演者を登録し県内小中学校へ派遣して行う音楽出前講座（平成 22 年～）を実施し、若手芸術家の発表の場を設けました。さらに、茨城県芸術祭（昭和 41 年～）の継続的な開催は、県民の文化活動の裾野の拡大とレベルの向上に大きく貢献しました。

- 「**地域の特性を大切にする**」では、文化財等の適切な保存・継承を図るとともに、「郷土民俗芸能の集い」（昭和 52 年～）の開催等による伝承する民俗芸能を発表する機会の提供や、記録の保存・情報のデータベース作成など、伝統文化の保存・継承に取り組んできました。

- 「**地域の活性化に文化を活かす**」では、「常陸国風土記 1300 年記念事業」（平成 25 年）や、日本のアーティスト・イン・レジデンス事業の草分け的存在として知られる「アークスプロジェクト」（平成 6 年～）、「茨城国際音楽アカデミー in かさま」（平成 17 年～）など様々な文化交流事業を地域に支えられ実施してきました。

- こうした取組を続ける中、平成 20 年に「第 23 回国民文化祭・いばらき 2008」、平成 26 年に「全国高等学校総合文化祭（いばらき総文 2014）」などを開催し、全国の老若男女が県内各地を訪れ、文化を通じた交流を楽しみ、本県のイメージアップや全国に向けた情報発信につながりました。また、多くの県民がそれぞれの地域の文化に触れ、文化を大切にし、継承していこうという気運が高まりました。

- そして、平成 27 年には、県内最大の文化の祭典である「茨城県芸術祭」が 50 周年を迎え、県民の文化への意識が高まるこの機会をとらえ、本県の文化振興の方向性などを定める茨城県文化振興条例を制定しました。

- この条例の趣旨の実現を目指し、本県文化の現状・課題を踏まえ、課題の解決に向けた文化振興施策の推進に取り組みます。

第3章 施策の展開

- 本計画に定める基本目標の実現に向け、次の6つの基本的施策の柱を設定し、各種施策を展開していきます。

1 人材の育成等

文化の担い手や次世代を担う子どもたちの育成とともに、文化に関する教育の充実を図ります。

- (1) 文化の担い手の育成及び確保
- (2) 次世代を担う子どもたちの育成
- (3) 文化に関する教育の充実

2 文化の振興

茨城の文化を高め、その魅力を国内外に発信し、本県文化のブランド力を確立します。また、新たな文化を創造し、地域の活性化を図ります。

- (1) 芸術の振興
- (2) 伝統文化の継承及び発展
- (3) 生活文化等の振興
- (4) 文化を活用した地域づくり
- (5) 文化交流の推進

3 文化的資産の活用等

地域の文化的資産を観光・産業振興や地域振興等に積極的に活用します。また、文化財の適切な保護・継承を図ります。

- (1) 文化的資産の活用
- (2) 文化財の保存等
- (3) 公共の建物等の建築に当たっての配慮

4 文化活動の充実

多くの人々が身近な場所で、様々な文化に触れ親しみ、鑑賞し、参加し、創造することができる環境づくりを図ります。

- (1) 県民の文化活動の充実
- (2) 高齢者、障害者等の文化活動の充実
- (3) 青少年の文化活動の充実

5 文化活動の支援体制の充実等

多様な主体と連携し、文化振興施策の総合的な推進を図ります。また、文化情報の効果的な発信や文化施設の機能の充実、地域の文化活動の支援等を図ります。

- (1) 文化情報の収集及び提供
- (2) 推進体制の整備
- (3) 文化施設の機能の充実
- (4) 地域における文化活動の支援
- (5) 財政上の措置
- (6) 顕彰

6 いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会及び東京オリンピック・パラリンピックを契機とした文化の向上

大会イベント等を通じて、茨城の魅力を発信し、文化の振興と地域の活性化を図ります。さらに、大会終了後の文化活動と地域の継続的な活性化につなげます。

- (1) いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会及び東京オリンピック・パラリンピックにおける文化プログラムの実施

1 : 人材の育成等

【現状・課題】

- 本県では、平成 27 年に 50 周年を迎えた県芸術祭の開催や若手演奏家の育成を目的とした新人演奏会の開催等、発表の機会を提供することにより、文化を担う人材の育成に努めています。

近年、少子高齢化や過疎化が進む中、文化活動を行う県民の高齢化や後継者不足等が課題となっており、文化の担い手を育成する機会の一層の充実を図る必要があります。

- 本県文化の裾野を広げていくためには、柔軟で感受性の優れた年代の子どもたち全員が、質の高い文化を鑑賞・体験する機会を充実させていく必要があります。

- 学校は、子どもたちの人格形成や感性、創造性を育むうえで極めて重要な場所であり、将来の文化の担い手を育成する土壌でもあります。その中で、本県の歴史や文化を学習する機会や、優れた文化を体験できる機会の提供、児童生徒が文化活動の成果を発表する場の提供などに努めています。

今後とも学校や教育関係の文化団体等が相互に連携・協力しながら、社会全体で児童生徒の文化活動を促進することが求められています。

(1) 文化の担い手の育成及び確保

【施策の方向】

- 若手芸術家に様々な出演機会を提供することにより将来の文化を担う人材の育成に取り組みます。
- 伝統文化や生活文化を継承する担い手づくりに向けた取組を支援します。
- 文化施設職員等を対象に、各種公演・展示等の企画及び事業運営などの実践能力を向上させるための取組や文化財の保存と活用を図る人材の育成などを実施します。

＜主な取組＞

◎ 若手芸術家の育成・支援

- ・ 若手芸術家が活動成果を発表する県芸術祭，新人演奏会や学校へ芸術家を派遣する出前講座等による発表の機会の提供
- ・ 高校生などを対象とした世界的な芸術家による指導の機会の提供

◎ 伝統文化や生活文化を継承する者の育成

- ・ 郷土民俗芸能の集いや子ども伝統文化フェスティバル等による参加・発表する機会の充実
- ・ 笠間陶芸大学校における高度で多様な陶芸技術等の習得

◎ 文化を支える人材の育成

- ・ 文化事業の企画等を行う人材のスキルアップを図るアートマネジメント講座等の開催

(2) 次世代を担う子どもたちの育成

【施策の方向】

- 子どもたちの豊かな感性や創造性を育むため，幼い頃から優れた文化を鑑賞し，親しむ機会の充実を図ります。
- 美術館・博物館等において，学校との連携強化を図り，児童生徒が楽しめる展示や教育普及活動に積極的に取り組みます。

＜主な取組＞

◎ 優れた文化を鑑賞・体験する機会の提供

- ・ 子どもたちが気軽に美術館等を活用できるよう，子どもたちも楽しめる展示の実施
- ・ 小中学生を対象に美術館等に来館を促すなど質の高い芸術に触れる機会の提供
- ・ 美術や音楽等を学ぶ子ども向け講座の実施
- ・ 一流のオーケストラを親子や家族で楽しめるコンサートの実施
- ・ 伝統文化団体の発表の鑑賞や伝統文化のワークショップが体験できる子ども伝統文化フェスティバルの開催

◎ 文化施設における教育普及活動の充実

- ・ 美術館等での子どもたちを対象としたワークショップなどの充実
- ・ 美術館等の職員が学校に出向いて作品を解説するなどの取組の充実

(3) 文化に関する教育の充実

【施策の方向】

- 学校教育における文化体験学習などの充実に努めるとともに、それらの発表の場の提供に取り組みます。
- 本県の文化の価値を認識し、郷土への愛着や誇りを育むため、本県の文化、伝統及び先人の偉業などについて学習する機会の充実に努めます。
- 文化に関して、児童生徒に直接指導する教員の資質の向上を図ります。

<主な取組>

◎ 文化に親しみ体験できる学習機会の充実

- ・ 芸術家等を小中学校に派遣する文化芸術体験出前講座の実施
- ・ 特別支援学校への巡回舞台公演事業の実施
- ・ 高校の文化部活動に対する芸術家等の指導・支援及び文化部員の交流の促進
- ・ 様々な分野で活躍する芸術家等を講師とする「子ども文化芸術大学」の実施

◎ 文化活動を発表する機会の充実

- ・ 小中学校芸術祭や高等学校総合文化祭の開催、全国高等学校総合文化祭への生徒派遣などの実施

◎ 郷土に関する関心を高める取組の充実

- ・ 地域の歴史や文化の副読本、「輝くいばらきの先人たち」の作成・配布
- ・ 「いばらきっ子郷土検定」の実施などによる郷土愛の醸成

◎ 指導者の養成・支援

- ・ 美術館等における教員を対象としたセミナーなどの実施

2：文化の振興

【現状・課題】

- 県芸術祭の開催などを通じ、公演や展示など県民の自発的な創造活動が展開され、創造活動の場が確保されています。また、文化施設においても、国内外の優れた芸術作品の鑑賞機会が提供され、芸術の創造の推進に資する質の高い公演や展示が行われています。

芸術の振興に当たっては、それらを牽引する優れた創造活動に対し効果的な支援を行っていく必要があります。
- 映画をはじめとするメディア芸術については、情報通信技術等の進展に伴い、広く県民に親しまれてきており、その振興を図るため、制作、上映等への支援や作品発表の場の提供を進める必要があります。
- 地域において大切に継承されてきた固有の伝統文化や我が国古来の伝統文化が根付いており、それら文化の歴史的・文化的価値は高く県民の財産ですが、核家族化が進み、地域のつながりが希薄になる中、子どもたちが地元の伝統行事や文化に興味を持ち親しむ機会が減少しています。

また、伝統文化の継承者の不足等も深刻化していることから、地域に古くから伝わる伝統行事等の保存・継承を支援するため、伝統文化を対象としたサポート事業等を展開していますが、これらを将来にわたり継承していくためには、更なる支援施策の充実が求められています。
- 近年の食生活や生活様式の変化等に伴い、地域に根付いてきた食文化や生活文化が失われつつあり、これらの文化の普及活動への支援や身近に親しめる環境づくりが必要です。
- 守谷や取手、つくばや笠間、県北地域など県内各地において、文化の力を活用した特色ある地域づくり（に資する事業等）が展開されており、このような取組は、地域の魅力やアイデンティティーの向上につながるとともに交流人口を拡大させるなど、地域を活性化させる様々な効果が期待できます。

このような取組を県内外に広げていくためには、県をはじめとする自治体による支援や、取組を実行・継続していく人材の育成・確保、関係機関との連携強化などを積極的に行っていく必要があります。
- 国民文化祭や全国高等学校総合文化祭等の全国規模の文化イベントへの参加等を通じて行われている文化の地域間交流や、（公財）茨城県国際交流協会と連携した国際交流事業の実施などにより、本県文化の魅力を国内外へ発信しています。

本県文化の再認識や触発による新たな文化の創造につなげていくため、また、異なる文化の相互理解を深め、多様な文化に触れる機会を提供するため、国内における地域間の文化交流や国際文化交流を一層推進する必要があります。

(1) 芸術の振興

【施策の方向】

- 県民の自主性及び創造性を尊重し、発表する場を確保するなど、自主的かつ主体的な創造活動を支援します。
- 県民文化センターや美術館等において、質の高い公演・展示や優れた芸術作品の鑑賞機会の提供に努めます。
- 魅力ある地域づくりに寄与する映画等のメディア芸術に関する創作活動を支援します。

<主な取組>

◎ 県民の自主的かつ主体的な創造活動の促進

- ・ 県芸術祭の充実
- ・ 県民自らが実施する展覧会やコンクールなどへの支援

◎ 文化施設における質の高い公演や展覧会等の充実

- ・ 海外の優れたオペラや一流の音楽家を招聘したコンサートの実施
- ・ 国内外の優れた美術作品等を展示する企画展の開催
- ・ 本県にゆかりのある芸術家による公演・展示会の開催
- ・ 常設展示の更新・充実

◎ 新しい文化の振興

- ・ 映画やテレビ等のロケ誘致・支援活動，ロケ地情報の発信を行うなどのクリエイターが活動しやすい環境整備

(2) 伝統文化の継承及び発展

【施策の方向】

- 伝統文化を継承するために必要な資金や人材の確保など、それらの課題に対応する取組を支援します。
- 伝統文化を発表・体験する機会の提供や映像記録等による保存，発信の充実を図ります。
- 学校や地域と連携し、地元の文化を通じて、子どもたちと高齢者等との世代間交流を進めます。

＜主な取組＞

◎ 伝統文化の保存継承活動への支援

- ・ 伝統文化を継承するため、団体の方向性を示したプログラム策定等の実践的な支援や必要な経費（衣装・用具等）等の助成
- ・ 県民大学における地域の伝統文化に関する講座の実施

◎ 伝統文化の発表機会の提供及び記録の保存

- ・ 県内の優れた民俗芸能を広く県民に周知する郷土民俗芸能の集いや子ども伝統文化フェスティバルの開催による伝統文化の発表機会の提供
- ・ 伝統文化データベースの内容充実及び広報啓発

◎ 伝統文化等を通じた世代間交流の促進

- ・ 地域において豊かな知識や経験を持つ高齢者等との交流の促進

(3) 生活文化等の振興

【施策の方向】

- 県民の生活に根ざした「くらしの文化」や国民の間で親しまれてきた国民娯楽、大衆に密着した芸能の普及活動などを支援します。
- 茨城の豊かな食文化の継承を図るため、地元生産者との交流、学校教育等と連携した活動を支援します。

＜主な取組＞

◎ 普及活動に対する支援

- ・ 「くらしの文化」や国民娯楽、芸能の普及活動などへの支援

◎ 食文化の継承

- ・ 郷土食や行事食など、地域の食文化の継承に関する活動を行う各種団体の活動支援

(4) 文化を活用した地域づくり

【施策の方向】

- 地域において新たに文化を創造し、それを特色ある地域づくりに活用する取組を促進します。

＜主な取組＞

◎ 新たな文化の創造による地域づくりへの支援

- ・ 特色ある地域づくりに資する芸術祭・音楽祭等の開催支援
- ・ 国際的に活動するアーティストが滞在し制作を行うとともに、地域の住民が主体となって関われる場づくりやワークショップの実施

(5) 文化交流の推進

【施策の方向】

- 地域文化の理解を深め、自らの文化を再認識することにより新たな文化の創造を促すため、文化の地域間交流を推進します。
- 本県特有の文化の良さを再認識し、文化活動を通じた国内外の様々な地域との交流を推進します。

＜主な取組＞

◎ 地域間の文化交流の推進

- ・ 全国高等学校総合文化祭や国民文化祭への参加による文化交流の促進

◎ 国際文化交流の推進

- ・ 青少年の国際文化交流活動等への支援
- ・ 外国人講師や留学生等を学校等の場に派遣するワールドキャラバン国際理解講師派遣事業などによる多文化理解の推進
- ・ 国際交流協会（県・市町村）による様々な文化交流事業への支援

3 : 文化的資産の活用等

【現状・課題】

- 本県には、平成 28 年 3 月に国指定史跡及び名勝に指定された西山御殿跡(西山荘)や特別史跡の旧弘道館など日々の暮らしの中で大切に守り育んできた文化的資産が数多く存在しており、地域を特徴づけるこれらの資産は、それ自体が心の豊かさを育むものですが、観光・産業振興や地域振興に活かすことで、さらに地域の魅力を引き出し、地域再生の拠り所にもなり得ます。
文化的資産を再発見・再認識し、地域の活性化に役立てていくことが重要であり、そのための取組を推進していく必要があります。
- 我が県の長い歴史の中で形成、伝承されてきた数多くの伝統的な文化財や、全国で5つしか現存していない常陸国風土記など郷土についての歴史的価値がある文書や記録が残されており、これらは文化財保護法等に基づく適切な保存整備が求められています。昨今では、これらの文化財を公開して鑑賞の対象とすることや、業務施設等として使用するなど、文化財自体の活用を図っていくことが求められています。
- 本県の文化的資産について、指定に向けて、歴史的・学術的価値の調査研究を進め、適切な保存・継承を図っていく必要があります。
- 良好な県土の景観を保全し、又は創造していくためには、公共の建物等の建築に当たり、周囲の自然景観や地域の歴史的及び文化的な特性に配慮する必要があります。

(1) 文化的資産の活用

【施策の方向】

- 地域の文化的資産の集積を観光や地域振興等のために積極的に活用し、地域の魅力や活力を向上させ、地域づくりや賑わいづくりにつなげます。

＜主な取組＞

◎ 観光・産業振興や地域振興等への活用

- ・ 弘道館や偕楽園など日本遺産を活用した地域づくりの推進
- ・ 本県の伝統的工芸品や郷土工芸品の魅力を伝え、理解を深めるための展示・販売会等の実施
- ・ 茨城の歴史・文化などを活かした映画やテレビ等のロケの誘致，ロケ地情報発信
- ・ 県内各地の伝統的様式で建てられた文化財である建物について，地域の賑わい創出の拠点としての整備
- ・ ガイダンス施設・多言語による案内板等設備による外国人を含めた来訪者の理解の向上促進

(2) 文化財の保存等

【施策の方向】

- 次世代へ確実に継承するために，国，県等による文化財指定を進めるとともに，県内に所在する文化財の状況を把握し，適切な保存のための調査や整備及び埋蔵文化財の発掘調査等を推進します。
- 文化財の積極的な公開等により県民が気軽に文化財と触れ合い，学習できる機会を提供することにより活用を促進します。

＜主な取組＞

◎ 新たな文化財の調査及び重要な文化財の指定等の推進

- ・ 文化財の調査支援及び新たな文化財の価値付けの実施

◎ 文化財の積極的な公開展示や学習機会の提供

- ・ 埋蔵文化財センターにおける出土遺物を活用した公開展示等の実施

◎ 文化財の保存活用

- ・ 文化財の管理者等への支援

(3) 公共の建物等の建築に当たっての配慮

【施策の方向】

- 「茨城県景観形成条例」及び「茨城県公共事業等景観形成指針」の運用により，地域の特性を生かし，潤いとやすらぎを享受できる魅力的な景観の保全などに取り組みます。

＜主な取組＞

◎ 茨城県景観形成条例及び公共事業等景観形成指針に基づく取組

- ・ 公共事業等景観形成指針の活用による地域の景観に配慮した公共事業の実施

4 : 文化活動の充実

【現状・課題】

- 県民の文化に対する関心の度合いや活動内容には個人差や地域差がありますが、県民の文化活動に参加する割合を全国順位で見ると、書道や陶芸・工芸など分野によっては比較的順位の高いものもありますが、一方で低位のものもあります。たとえば「茶道」は第45位、「クラシック音楽鑑賞」は第44位、「美術鑑賞」は第38位となっています。

県民の文化活動の充実のためには、子どもから高齢者まですべての県民が、より一層文化についての関心を高め、理解を深めてもらうとともに、地域や世代等に限定されず、幅広く文化活動を行うことができるよう支援していく必要があります。

- 高齢者、障害者、子育て中の保護者などが文化活動に親しみ、楽しむうえで、一部の施設ではハード面の整備において、その環境が整っていない状況が見受けられます。

高齢者や障害者等が気軽に文化活動を楽しめるよう、施設のバリアフリー化などの環境整備が必要です。また、高齢者等の知識や経験などに基づく貴重な意見を、これからの各種公演や展示などの催事に活かして行くことも必要です。

- 子どもたちは、部活動などの学校教育において文化活動に参加する機会がありますが、学校を卒業した後は、文化活動に参加する機会は少なくなっています。若い世代と文化を結びつける試みが、子どもたちと同様、文化を次の世代につなげていくうえで大切です。

(1) 県民の文化活動の充実

【施策の方向】

- 県民がより一層文化についての関心を高め、理解を深めることができるよう、文化に対する意識の醸成を図ります。
- 県民がその居住する地域にかかわらず、等しく文化を鑑賞し、参加し、創造することができる環境整備に取り組みます。

＜主な取組＞

◎ 文化意識の醸成

- ・ 茨城県文化振興条例及び茨城県文化振興計画に基づく文化振興施策等の情報発信

◎ 県民の文化活動への参加・鑑賞等の促進

- ・ 国内外の優れた作品の公演や展示による鑑賞機会の提供
- ・ 優れた美術作品等を身近な場所で鑑賞できる移動美術展等の実施
- ・ 美術館等のエントランスホールなどを活用したコンサート等の実施
- ・ HPはもとより、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など効果的な媒体による地域の文化事業・文化的資産などの情報提供

(2) 高齢者，障害者等の文化活動の充実

【施策の方向】

- 高齢者，障害者，子育て中の保護者などを対象に優れた作品の展示や公演を鑑賞する機会の提供や，気軽に文化活動へ参加できる環境整備を進めていきます。
- 障害者等が，美術館などにおいて健常者と同様に展示解説等の必要な情報が得られるよう，新たな仕組みの導入を進めます。

＜主な取組＞

◎ 高齢者，障害者等の文化活動への支援

- ・ 「いばらきねんりん文化祭」や「ナイスハートふれあいフェスティバル」など高齢者や障害者を対象とした文化事業の実施の支援
- ・ 高齢者・障害者等施設等での文化芸術に関する体験講座の開催や指導者派遣の支援
- ・ 子育て中の保護者が幼児を連れて参加できる親子で楽しめるコンサート等の実施
- ・ 文化施設のバリアフリー化や託児サービス等の実施
- ・ 障害者等が美術館などにおいて容易に情報を共有できるアクセシビリティの確保・向上

(3) 青少年の文化活動の充実

【施策の方向】

- 文化施設や学校などと連携し、青少年が、様々な文化に触れ親しむ機会を提供します。
- 青少年を中心とした文化交流活動を進め、本県の文化を県内外に発信するなど、次世代を担う青少年の文化活動を支援します。

<主な取組>

◎ 青少年の文化活動への支援

- ・ 青少年が文化活動をするための交流拠点等の提供
- ・ 高校の文化部活動に対する芸術家等の指導・支援及び文化部員の交流の促進
- ・ 青少年の国際文化交流活動等への支援
- ・ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などの活用による若い世代をターゲットとした情報発信

5 : 文化活動の支援体制の充実等

【現状・課題】

- 文化情報については、県はもとより市町村や文化団体等から様々な情報を収集し、県HPの「大好き いばらき 生活文化情報ネット」などにより、県民に対し各種情報を提供しています。

文化の振興を県民との協働により進めていくためには、文化情報を県民と共有することが重要です。また、地域の伝統的な文化活動に関する情報を効果的に提供するためには、若い世代や高齢者など受け手のニーズに即した情報の提供が求められています。
- 文化の振興は、すべての県民、市町村、文化団体等が役割を担っていく必要がありますが、総合的に文化行政を推進していくためには、県民をはじめ関係機関等が相互に連携するとともに、その体制の整備が必要です。
- 県では、「県民文化センター」、「近代美術館」、「つくば美術館」、「天心記念五浦美術館」、「陶芸美術館」、「自然博物館」及び「歴史館」などの文化施設を設置しており、本県文化の中核施設として、特色ある事業を展開していますが、築20年を超える施設が多いため、設備等の老朽化が進んでいます。

県民が多様な文化を創造・発表したり、参加・体験したり、鑑賞したりする拠点として、文化施設の果たす役割は重要です。これら文化施設の機能を充実させ魅力アップを図るため、計画的な施設整備や維持・保全、公演、展示内容の充実や専門的人材の育成、サービスの質の向上などが必要です。
- 歴史と伝統のある文化団体等による地域での活動が、本県の文化を支え発展させてきましたが、少子高齢化等による会員の減少など、これまで文化活動を担い、地域社会を支えてきた基盤が脆弱化しつつあります。

地域における文化活動の課題として、「資金が足りない」、「会員の減少や高齢化」などが挙げられていることから、多くの県民が身近な場所で文化活動に参加しやすい環境が整備され、文化活動をより活発にしていく必要があります。また、メセナ活動など民間の支援も期待されています。
- 県では、文化振興を推進するため、長年の文化活動や優れた芸術文化活動により功績があった者に対して顕彰を行っていますが、市町村、各文化団体、事業者などにおいても、積極的な顕彰による文化活動への支援が必要です。

(1) 文化情報の収集及び提供

【施策の方向】

- 県民の文化に関する多様なニーズに対応するため、文化情報の一元化を図るなど、効率的かつ効果的な情報の提供を進めていきます。また、本県の文化的資産を県内外に発信します。
- SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などを活用した情報の提供に取り組みます。

<主な取組>

◎ ICT等を活用した多様な文化情報の発信等

- ・ 「大好き いばらき 生活文化情報ネット」の拡充など、県民ニーズに対応した多種多様な情報発信の実施
- ・ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などの活用による広報活動

(2) 推進体制の整備

【施策の方向】

- 県民，市町村，文化団体等の多様な主体との連携を図り，総合的な文化振興施策の推進に取り組みます。

<主な取組>

◎ 県民，市町村，文化団体，事業者，大学等との連携

- ・ 文化関係者，経済界，学識経験者，報道関係者，各界の参加による文化審議会を開催
- ・ 茨城文化団体連合やいばらき文化振興財団，茨城県高等学校文化連盟など文化関係団体との連携強化
- ・ 県庁内の文化振興に係る関係課で構成する茨城県文化行政推進会議を開催
- ・ 市町村文化担当者会議の開催及び市町村における文化振興施策，文化団体等への必要な連携及び協力

(3) 文化施設の機能の充実

【施策の方向】

- 利用者に安全・安心で快適な空間を提供するため、文化施設の計画的な整備と適切な維持・保全に努めます。
- 文化施設では、専門的人材の育成・確保に努め、多様化する県民ニーズに対応した公演や展示等の実施に努めます。
- 文化施設相互が連携・協力を強化し、文化事業に係る企画のノウハウなどを共有、活用するためのネットワークの整備を図ります。

<主な取組>

◎ 文化施設の計画的な維持管理

- ・ 計画的な施設整備と長寿命化計画策定等による適切な維持・保全

◎ 公演・展示等の充実及び魅力向上

- ・ 文化施設におけるWi-Fi環境整備による多言語化対応等の推進
- ・ 国内外の優れた作品の公演や展示の充実
- ・ 美術資料や博物館資料のデータベース化及びインターネットを活用した情報の公開・活用
- ・ 文化事業の企画等を行う人材のスキルアップを図るアートマネジメント講座等の開催

◎ 文化施設の連携体制の強化

- ・ 公立文化施設協議会等による情報交換及び職員を対象とした研修等の実施
- ・ 文化施設間の事業企画・運営等をコーディネートする人材の確保

(4) 地域における文化活動の支援

【施策の方向】

- 地域の自主的な文化活動に対し支援を行い、文化活動に携わる方々の活動意欲の増進を図ります。
- 県民、事業者等に対する普及啓発や情報提供により、文化ボランティア活動や企業メセナ活動など、自主性に基づく民間の支援活動の促進を図ります。

＜主な取組＞

◎ 自主的な文化活動への支援

- ・ 県民の文化活動に対する財政的支援
- ・ 団体の文化活動に対する後援，賞状交付及び広報協力

◎ 民間の支援活動の促進

- ・ 県内企業へ文化情報の提供を行うなどの働きかけによるメセナ活動への気運醸成

(5) 財政上の措置

【施策の方向】

- 茨城県文化振興基金を活用するとともに必要な財源の確保に努めます。

＜主な取組＞

◎ 基金の活用

- ・ 茨城県文化振興基金の活用などによる文化振興に資する事業の財源の確保

(6) 顕彰

【施策の方向】

- 文化活動の実践者を顕彰することで，文化の質の向上を図り，文化活動を活発にします。

＜主な取組＞

◎ 茨城県表彰等の実施

6：いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会及び東京オリンピック・パラリンピックを契機とした文化の向上

【現状・課題】

- 2019年に「いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会」の開催が予定されており、開催年の1月から12月にかけて県内各地で「文化プログラム」を実施することとしています。

また、2020年には、「東京オリンピック・パラリンピック」が開催され、「東京2020アクション&レガシープラン」に基づき、組織委員会が認定する「東京2020参画プログラム（公認文化オリンピックアード・応援文化オリンピックアード）」とともに、政府と東京都が一体となって推進する「beyond2020プログラム」が実施される予定です。その実施期間は、リオデジャネイロ大会終了後から東京大会開催までの4年間となっています。

この2つの大きなスポーツの祭典を契機に、茨城ならではの文化プログラムを実施し、本県の文化活動を活性化させ、その魅力を国内外に広く発信するとともに、大会終了後も長期的にその成果を持続させていくことが重要です。

(1) いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会及び東京オリンピック・パラリンピックにおける文化プログラムの実施

【施策の方向】

- 「いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会」の開催に向け、県内の文化事業を文化プログラムとして紹介・宣伝し、多くの県民に参加してもらうことにより開催機運の醸成を図ります。
- 「東京オリンピック・パラリンピック」の開催に向け、県内各地で文化プログラムを展開し、本県文化の魅力を国内外に積極的に発信していきます。
- 両大会終了後も引き続きその成果が持続していくよう、文化プログラムでの活動を通じ構築されたネットワークやノウハウを活かし、本県の文化活動や地域の継続的な活性化を図っていきます。

＜主な取組＞

- ◎ 「いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会」における文化プログラムの実施
 - ・ 文化プログラムのパンフレット配布等による情報発信

- ◎ 「東京オリンピック・パラリンピック」における文化プログラムの実施
 - ・ 文化プログラムの認証による文化団体等への支援
 - ・ 多くの県民が参加できる文化活動や本県の文化的資産の活用，文化施設及び文化団体等による文化プログラムの実施
 - ・ 県民の企画提案による茨城発の文化プログラムの実施

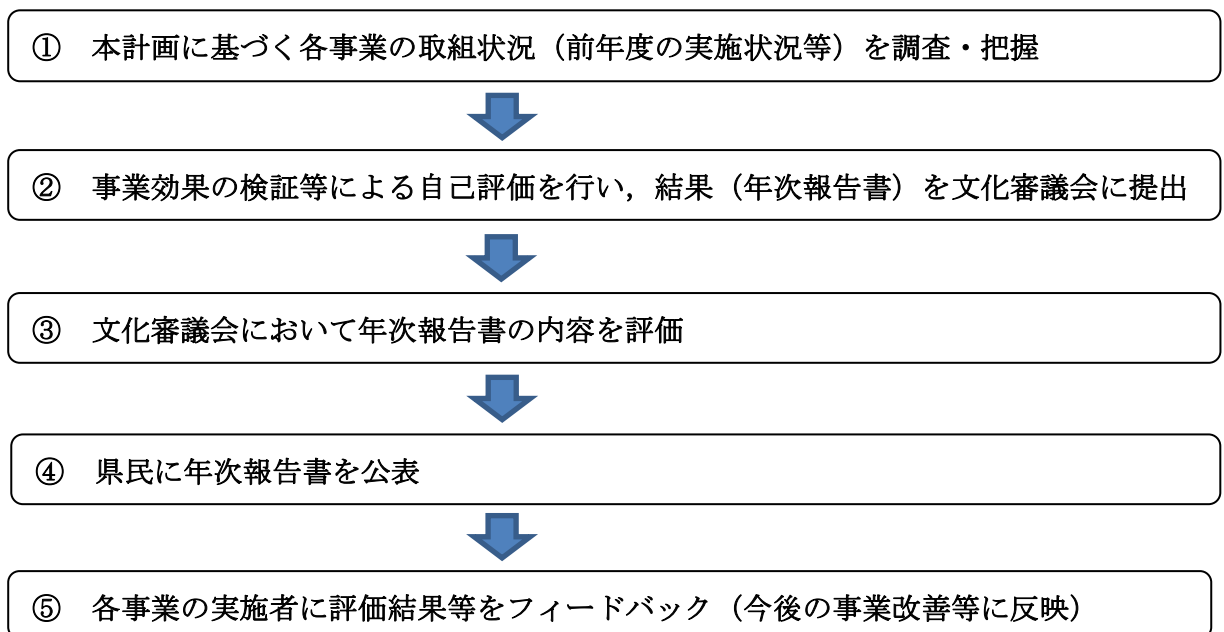
第4章 計画の進行管理等

本計画を推進するため、毎年度、進捗状況等を把握し、事業効果を検証するなど評価を行い、進行管理をしていく必要があります。

計画の進捗状況については、文化審議会に報告するとともに、広く県民に公開します。

なお、施策の評価に際しては、長期的な視点を視野に入れ、定量的な側面だけでなく定性的な側面も考慮して行います。

1 進行管理の進め方



2 評価方法

文化振興施策の評価は、文化が多様な価値観を内包しているため、他の行政分野に比べ、効果や成果が測定しにくい特性があります。このため、評価に際しては、入場者数、参加者数といった定量的な数値による評価とともに、短期的な成果の現れにくい事業や定量的な評価が困難な事業等については、定性的な側面も考慮して評価を行います。

そして、この評価結果を踏まえ事業の見直し等を行うことにより、本計画が実効性のあるものとなるよう、進行管理を行っていきます。